

第2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

- 1 日 時 平成29年(2017年)1月16日(月)13:30~15:00
- 2 場 所 滋賀県庁北新館5A会議室
- 3 出席者 委員16名(私立学校代表 松村委員 代理 安居委員、近畿総合通信局 原委員 代理 中野委員、滋賀県臨床心理士会千原委員 代理 田中委員)
教育委員会事務局教育次長、幼小中教育課長、生徒指導・いじめ対策支援室長
LINE株式会社

4 会議概要

○ 開会

(知事あいさつ)

みなさん、こんにちは。新年早々、第2回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会に御臨席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、常日頃、それぞれのお立場で教育活動、福祉活動、また、様々な分野で御尽力いただいておりますこと、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

3点申し上げます。1点目は、滋賀県のいじめの状況、昨年10月に公表されました平成27年度の滋賀県内のいじめの状況ですが、総認知件数は、県内の小中学校、高等学校、特別支援学校における件数が2641件、一昨年度に比較して1126件増加しています。このことは、あつてはならないいじめを認知されているという事態であると同時に、現場において早期発見に努めていただいている一定の状況であると認識をしています。したがって認知されたいじめをどのように早期対応に結び付けていくのか、深刻な事態にならないように取り扱っていくのかということが重要な課題であると考えています。例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーならびに児童会・生徒会活動を通じた取組など組織的な対応を充実させることが必要であると考えております。

2点目は、近年増加しているインターネット等によるいじめ問題です。子どもたちはソーシャルメディアで会話する機会が増えています。したがって、そのツールを通じて傷つく機会も増えています。インターネット等によるいじめ問題は、社会的に顕在化しにくいことがあるのでこういった問題にどう対応するのか。本日は、LINE株式会社にも御出席いただいているので、そのあたりの課題や対応状況などをお聞きしたいと思います。

3点目に、子どものいじめの問題は、大人の人権意識に起因しているところがあるのではないかと、例えば原発の被害状況を深刻に受け止めた子どもからの問題提起など、社会全体の風潮というもの子どもに影響していることもあります。社会全体での人権意識をいかに向上させていくのか、いかに考えていくのが非常に重要な課題ではないかと考えています。この協議会で出されたテーマを決して子どもや学校現場だけの問題として取り扱うのではなく、広く社会全体や県政全体の問題として対応していくことも視点として持っておきたいと思っておりますので、

そういった視座に立った御提起や御指摘等も承ればといったことを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

議題（１）滋賀県のいじめの現状について

（教育長）

本日の議題は次第にありますように、1つ目が「滋賀県のいじめの現状について」、2つ目が「インターネット等によるいじめに対する取組について」です。なお、2つ目の議題におきましては、LINE株式会社の大倉様より企業の取組について紹介をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それでは、まず議題（１）の「滋賀県のいじめの現状について」事務局から説明をお願いします。

事務局より資料に基づき「滋賀県のいじめの現状について」について説明

（川崎委員）

資料にあるいじめの態様で冷やかしやからかいといったいじめは、今もあると感じております。ただ、最近では、直接に本人に対して言っていないことも、それが間接的に当該生徒に伝わっていじめ被害につながっている子どもたちもいるなど多様化しています。

2番目の議題にもあるインターネット等のいじめについては、最近問題になってきていると認識しています。非常に便利なツールであり、今後は活用していかないといけないツールであると思いますが、電話のようにアナログの1対1のやり取りと考えて使っている生徒がいるのではないかと思っています。グループの中のコミュニケーションであっても、他のグループに拡散していくこともあります。そういうことが十分にわかっていなくて、相手と1対1のやり取りをしているつもりで、実は他のグループに拡散し、トラブルが起こることもあります。

また、他人のスマートフォンを借りてゲームをしていたこともあり、その借りた生徒のSNSの中で他人を誹謗中傷したことが問題になり、厳しく指導したこともあります。インターネットを通じて全世界のいろいろなところに情報発信されていることが十分に理解されていない。自分の端末のデータは消せるが、いったん拡散したデータは消せませんので十分に指導しなければならないと感じています。

一方、以前のように直接的な行為によるいじめについては少なくなっていると感じていますが、子どもたちがいじめているつもりはなくても、見えなかったところでの誹謗中傷が、まわりまわって当該生徒に伝わり、いじめにつながっていることがあります。

（安居委員）

私学に関しては、いじめの認知件数が増えているということはありません。しかし、いじめがあった場合には早期に対応するという意識はここ数年高くなってきています。その1つの要因として、保護者の理解と協力が得やすくなったことがあります。私学は保護者との関係を密にする学校が多く些細なことでも保護者から意見が出てきやすいので、大きな問題になる前に対応できていると思います。

最近、SNSを介してのいじめや些細な行き違いで、嫌がらせに発展することが多くなってきています。しかし、制限してもしきれぬものではないので、問題があれば、それを事例として指導しています。特に高等学校では、子どもたちが自分の責任において管理し、考えられるようになってほしいので、普段から厳しく指導しているという現状があります。

(教育長)

今ほどは、学校現場よりインターネットやSNSは自分が思っていない結果や行き違いが起こるといった御指摘をいただきました。

(総務部長)

いじめの発見のきっかけとして、「学校の教職員が発見」したいじめの割合が滋賀県と全国に差がありますがその理由は何でしょうか。また、全国と比較して、「学校の教職員以外からの情報により発見」のうち「本人からの訴え」の割合が高いのは、子どもの意識が高いといった要因があるということなのでしょうか、理由があれば説明していただきたい。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

滋賀県の場合、本人や保護者からの訴えの割合が高いというのは、教師へ期待していただいている部分が大いではないか、学校の敷居が低く、しっかりと話ができる環境を整えられているのではないかと推測しています。また、生徒会・児童会で活動する中で、子どもたち自身に、いじめはしてはいけないものだという意識が高まっているのが理由ではないかと推測しています。また、「学級担任等が発見」という項目では、先生が子どもたちをしっかりと見て、些細な変化も見逃さないようにしていただいていることが大きな理由ではないかと考えています。

(猪飼委員)

医師として直接にいじめの相談を受けたことはないが、高等学校と特別支援学校でいじめの認知件数が減少しているのはなぜでしょうか。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

小学校、中学校で取り組んでいただいている成果が徐々に上がっており、高校での減少につながっているのではないかと推測しています。一方、認知件数は減少していますが、認知学校数は増加していますので、各校とも軽微なものから見逃さない姿勢で取り組んでいただいているものと推測しています。

(猪飼委員)

年代が上がるほどいじめの認知件数が減少しているのは、子どもの発達・成長に関係しているのではないかと推測しています。高学年になると大人の言っていることが理解できるようになってくる。小学校低学年では、先生の言っていることが理解できていないということも要因としてあるのではないかと推測しています。

(小森委員)

この数値を鵜呑みにしてはいけないのではないのでしょうか、この数値は先生が気づきたいじめの認知件数となっています。いじめの認知件数は中学校以上で減少傾向となっていますが、これは小学校のうち、いじめを先生に相談しているが、年齢が上がるにつれて、大人への信頼感が薄れていく中で、「どうせ解決してくれないだろう」「大人が解決すると逆に問題が大きくなるのではないか」という不安の中で相談しなくなっているのではないのでしょうか。先ほど申し上げたとおり、この数値は先生がいじめを認知した件数であり、実態を表していないのではないかと思います。これと同じ調査の中で、不登校の件数がよりいじめの実態に近いのではないのでしょうか、不登校は増え続けています。いじめ問題と切っても切れない不登校の数値について現状を把握する必要があるのではないかと思います。また、いじめのアンケート調査は回数を重ねると定型的になり実態から離れていく傾向があることから、回数が多ければよいということではないと思います。

(佐竹委員)

いじめの認知件数について数が増えているのは、これまで問題になっていなかったことが認知されているので良い傾向だと思います。学校現場でのいじめは民事で言えば不法行為であり損害賠償が発生することもあります。刑事では暴行、脅迫等という犯罪につながりかねない重大な問題であると教育することが大事だと思います。最悪の結果、いじめで人が亡くなった場合には、いじめた側にも一生消えない心の傷が残ることを繰り返し教育することが重要だと思います。

(教育長)

いじめは法的にも重大な問題が生じる恐れがあるとの御意見がありました。現場での教育について話をしていただきたい。

(生徒指導・いじめ対策支援室長)

いじめについては、民事や刑事の法的な問題となりうること、また人権や命にかかわる大変重大な問題であり、犯罪になりうるとの指導はしています。中学生ぐらいになると人をたたく行為が、暴行罪に該当するといったことも、法的に理解できるようになるため、子どもの発達段階に応じて指導しています。

(知事)

「いじめは許さない」「小さいいじめも見逃さない」この方針を再確認したい。いじめのサインを見落とさない、見逃さない感性と体制を持とうということ。また、統計に表れないいじめに注意をしたい。「学校の教職員が発見」しているいじめの割合が全国の半分で、「学校の教職員以外からの情報により発見」されている割合が全国の倍ということは、学校に対する信頼や身近さがあるゆえに学校に言いやすいという環境がある一方で、学校で発見できていない事例がないか見る必要があるのではないのでしょうか。

この協議会でいじめと不登校の実態と関連させて、いじめに関連することを理由に学校に行

けなくなっている生徒がいるのではないかという見方をする必要があるのではないのでしょうか。必ずしも不登校の理由のすべてがいじめではないが、不登校の統計や実態も合わせて、いじめの実態を広く議論できないか検討させていただきたい。

(教育長)

いじめというところだけではなく、不登校等を含め少し広く分析することの重要性を御指摘いただきました。

議題(2) インターネット等によるいじめに対する取組について

(教育長)

続いて、議題(2)「インターネット等によるいじめに対する取組について」に移りたいと思います。これは、第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会でも取り上げた議題ですが、本日は、協議会の関係機関・団体による取組やLINE株式会社様の取組などを紹介したいと思います。

それでは教育委員会で昨年8月に開催した「滋賀県いじめ問題生徒会サミット」と「関係機関団体の取組」について事務局より説明をお願いします。

○事務局より資料に基づき「インターネット上のいじめにつながる問題」について説明

○LINE株式会社より「青少年のネットリテラシー啓発活動」について説明

(澤委員)

私自身はインターネットやスマートフォンは利用しているものの、LINEは使用していませんが、大人が考えるSNS等の認識と子どもたちが考える認識は大きく異なるのではないかと、その違いを大人が認識して対応する必要があると考えています。LINEは世界的に利用されていますが、世界の子どもたちの利用状況はどのようなものかお教えいただきたい。

(LINE株式会社)

いじめで問題になるのは、世界的に日本が突出しています。こういったいじめの協議会に出席依頼をいただくのは、日本だけです。4年程前に内閣府の委員会でも、LINEが問題だと言われ続けてきましたが、海外の青少年問題ではいじめは聞きません。海外では児童ポルノの問題が日本以上に関心が高くなっています。

(田中委員)

学校でいじめの問題に携わっていると、いじめの問題は初期の取組が非常に大事だと感じています。初期に丁寧な取組をしないと、そのことが後々まで尾を引き、問題が大きくなることもあります。一方でいじめの問題について、最初に気が付くのは本人だと思います。友人関係のやり取りの中で、些細なやり取りを悪意に感じて被害感を感じ、それが発展して、いじめの被害者、加害者になっていくということがいじめの最初の現象と思っています。いじめの判断

は本人が訴えることが一番大事なので、本人からの訴えで認知件数が上がっていることは、信頼している人にいじめを打ち明けていることから、相談体制ができてきた一つの成果だと思います。

LINEさんの取組では、スクールカウンセラーが行う心理教育とよく似たことを実践されています。子どもたちにとって魅力的な教材を活用されていると感じました。

(副知事)

LINE等のSNSを利用したいじめは、人の嫌がることを言う、仲間はずれをするといういわゆる従来のいじめとは異なるのではないのでしょうか。SNS等は誹謗中傷を24時間増幅します。また、仲間はずれが他者からわからず潜伏するところが、従来のいじめをより深刻化したものになっているのではないのでしょうか。そもそも質の異なるいじめではないかと思います。

質問ですが、LINEでいじめを受けた時に、技術的にいじめを脱するような方策があるのでしょうか。また、学校がいじめ対策の中で潜在化するいじめをどのようにして見つけ出しているのか教えていただきたい。

(LINE株式会社)

LINEのサービスは、ツイッターやフェイスブックとは異なり閉じた世界でコミュニケーションするツールであり、電気通信事業法の適用を受けるため、通信の秘密を保護する必要があります。事業者は通信の内容を見てはいけないことになっているので、いじめが潜伏する状況になっています。通信の内容を見るためには警察等による司法手続きが必要です。事業者として対策が非常に難しいので、まず利用する人への啓発が重要と考え、会社として講演活動等を行っています。

(川崎委員)

閉じた世界のサービスということで学校でも見ることはできません。しかし、そのやり取りを別の子どもに見せたりすることで顕在化し、子どもたちの訴えがあつて初めていじめとして認識できます。閉じられた世界の中でのやり取りが外へ出ることで問題が生じるので、学校でもできるだけ把握するようにしていますが、すべてを把握しきれません。顕在化するいじめとは違って発見や対応が難しいと感じており、慎重な対応を行っています。

(安居委員)

いじめが潜在化していくという一方で、生徒からの訴えが早いという部分もあります。LINEは欠かせないツールになっており、子どもたちは、毎日、LINEを使い、やり取りの少しの変化を自分の友人等に伝えるので、その部分では早期発見はしやすい傾向にあります。

“既読”の返信などに切迫感を持って使用している子どもは、反応も早く、他のSNS等比べて早期に発見できる可能性が高い。しかし、発見後の対応は難しいと感じています。

SNS、インターネット等は非常に便利なものであり、規制できるものではなく、多くの私立学校では子どもたち自身が自らの責任でいかに使うか、より良い使い方を学校の中で学習しています。これからは、規制するよりも、より良い使い方を学ぶことに軸足を移していくほう

が良いのではないのでしょうか。

(中野委員)

いじめの潜在化については、学校からも相談を受けます。その解決方法の一つとして、子ども、保護者からの訴えが重要ではないのでしょうか。滋賀県の特徴として、子どもと保護者からの訴えの割合が高いのは素晴らしいことだと思います。学校の先生の気づきという点で言うと、SNSでの言葉の変化を学校の先生が気づくことは現実的には難しいのではないのでしょうか。近畿総合通信局では、子どもたちが声をあげられる環境を作ること、SNSの良いこと、悪いことを明確に伝える活動を実施しています。

また、兵庫県立大学の竹内准教授からは、今、海外でも日本と同じことが起こり始めているということを聞いています。ツールがパソコンからスマートフォンに変化し、ペアレントコントロール（保護者の目）が届かない状況になっています。

(小森委員)

子どもたちがSNSの危険性を全く学ばないまま利用していることが問題だと感じています。一方で加害行為に快感を覚えている子どもたちにとっては、新しいいじめのアイテムを一つ獲得したということになってしまうので、まずは、子どもたちがこの機械をどう使うのか、という根本的なところを話し合うべきではないかと思います。危険性でいうと、被害者と加害者が明確ないじめと、複数の人間が裏でつながって自分が攻撃されていることを想像するいじめの孤独感は、全く違うと思うので、いわゆる従来からのいじめとSNSを使ったいじめは精神的な負担は全く異なるのではないかと想像します。

私たちの具体的な活動として、自分に心があるということを講演活動で確認しています。自分の心の存在を感じてもらふこと、講演の最後には、幸せに生きるためには、お互いに何を大切にするのかということと一緒に考える活動をしています。

この問題に関しては、ベテランの先生が若い先生から教わらなければわからないことも多いので、若い先生が入って対応するようなシステムを確立していただきたい。

いじめは大人の問題だと実感していますが、いじめの講演会では、保護者はほとんど参加されません。子どもと保護者が一緒に学べるように講演内容を企画しているが、子どもではなく大人に対してメッセージが通じないところもあるので工夫が必要だと感じています。

(教育長)

まだまだ御意見もあるとは思いますが、時間もまいりましたので、そろそろ議論をまとめたと思います。

(知事)

LINE株式会社さん、ありがとうございます。講演会やワークショップ事業を展開されていて、昨年県内でも23か所で実施していただいているということなので、また様々な機会に、お力添えなり御協力をお願いすることもあるかもしれませんので、その際は是非よろしく願いしたいと思います。

私自身、時として、SNS上の書き込みに傷つくことのある1人です。「知事、こうしたらいいのではないか」「三日月、けしからんな」とか例えばそれを“既読”している、“既読”のはずなのに返信がないということで、またさらに指摘されて、どうしたらいいのかなと悩むことがあります。それがいろいろな対応能力が備わっていない子どもならどうなのだろうか、もっと複数、集中的に浴びたらどうなるのだろうかと考え、やはりこれは、大人も含めた社会全体の課題だと思います。

ただ、規制して済むかというところではなくて、むしろ活用しながら、よりよく使える環境を作ることに取り組むべきだと思います。子ども同士、親子、教室で考えて話し合うことは、やはり大事だと思います。私も子どもにスマホを与えた時に、スマホルールを作成したのですが、どんなことをルールにすればいいのかと、ずいぶん悩みました。いろいろな方の良い取組を事例にして滋賀のスマホルールのひな型のようなものを、例えば「教育しが」の新聞の中に掲載して、むしろ子どもよりも親の世代に啓発できると良いと感じました。

最後に、本当は1つ目の議題の中で申し上げるべきことだったかもしれませんが、本人からのいじめの訴えの割合が多いこと、全国に比べて多いことは、早期発見、早期解決するということからすると、良い傾向で、これまでの取組に一定の成果があったのではないかと思います。一方、この本人からの訴えがどう解決に結びつけられているのか、その事例を少し紐解いてみて、今後の対応に結びつける。例えば、早目にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々に関わってもらった成果や、親も含めて解決に至ったとか、本人が訴えることができたので「気持ちが落ち着き、早期解決につながったとか、少し掘り下げて、事例研究を試みたらいいのではないかと思います。さらに、子どもたちのいじめ問題生徒会サミットを報告いただいたのですが、私は良いことだと思いますので、私自身のメッセージを昨年8月のいじめ問題生徒会サミットの時に送りました。是非、公立私立の分け隔てなくやってみるというのも一つかもしれませんので、私立の方も一緒に来ていただき、多角的に展開できるようにお願いします。

悲しい事件をきっかけに法整備もされましたが、二度とこういう問題を繰り返さない、起こさないという固い決意のもとで、関係機関と連携して取組を進めてまいりたいと思います。滋賀県が一生懸命に取り組んでいることを、是非これからもみなさんと一緒に作っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○閉会